<追 記 内 容> 2020年10月1日改訂版からの変更点です 概要書面に差込みをお願い致します

4 取扱商品名 【製品仕様】

⑥販促用品/メンバー価格(送料別)

※商品価格は2022年6月現在のものです。価格及び数量が変更になる場合がございますので、 最新のBL仕入商品注文書をご確認ください。

7-1 契約商品/再仕入商品の預かりについて

②保管商品は下記の内容での(ロット単位)交換が出来ます。





例3(1ロット)は終了しました。

注1) 交換出来る商品は予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。

8 特定負担について

③アクアクローバー・ウェーブクローバー・エアクローバーの再仕入について

商品 資格		アクアクローバー (1ロット2台)	ウェーブクローバー (1ロット2台)	エアクローバー (1ロット3台)	
ゴールド	G	277, 320	138, 660	277, 320	
卸元 特別卸元	W	297, 680	148, 840	297, 680	
代理店	Α	339, 860	169, 920	339, 860	
協力店	С	381, 820	190, 900	381, 820	

(単位:円)

- ※ 1ロット単位での取引となります。HM・WM・OM・NMの方は再仕入は出来ません。
- ※ アクアクローバーネオの再仕入は出来ません。

9 特定利益について

⑧ゴールドボーナス(GB)※販売店資格がゴールド以上の販売店に該当します。

グループの月間売上(アクアクローバー分)(ウェーブクローバー分)(エアクローバー分) (アクアクローバーネオ分)の弊社入金分と(再仕入台数)の新規販売台数が10台を超えると 下記の表の通りゴールドボーナスが支給されます。

〈台数カウントについて〉

- ・ 在庫販売分は含まれません。
- 販売台数のカウントは⑨の〈表1〉を参照。
- 傘下ゴールド販売店のグループ売上は対象外です。
- ※ 上位販売店のゴールドボーナスは、傘下販売店が取得したゴールドボーナス分を差し引いた金額となります。
- ※ ゴールドボーナスは、ゴールド資格取得後に適用されます。
- ※ ゴールドボーナス制度は時限ルールの為、事前に予告し終了する場合があります。

販売台数	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~
金額	0	× 2,100	× 4,200	× 6,290	×8,390	× 10,490

(単位:円)

- 10 会員資格/販売店資格の取得・昇格条件及び降格について
 - ⑧ 代理店資格から卸元資格に昇格するには
 - ・ 代理店昇格後、傘下に6名の協力店の登録/契約で昇格が出来ます。(※期間あり)
 - ※ 最初は代理店昇格月を含む6ヶ月以内ですが、その期間に昇格が出来なかった場合は、暦月 6ヶ月間で傘下に6名の協力店の登録/契約が必要です。
- 13 商品若しくはビジネスを斡旋する際の遵守事項について
 - ① 会員及び協力店登録を勧める際には、特に次の事項に十分注意し遵守してください。
 - ・ (株)ビーラインの許可なく、インターネット・電子メール等を利用して、広告/勧誘/販売を 行ってはいけません。万が一違反行為が確認された場合は、違約金が発生します。
- 17 中途解約(返品ルール)について
 - ※第19項の損害賠償をご確認ください。
 - ④ 中途解約(販売店登録解除)に伴う、使用済商品、再仕入商品の請求金額
 - ※ キャンペーン対象の契約を中途解約された場合は、キャンペーン商品も返却していただきます。 キャンペーン商品が使用済みの場合は、定価にて購入していただきます。
- 18 クーリングオフについて ※対象は法人若しくは店舗を有する個人以外の方
 - ① お買い求めいただいた商品に関する契約は、契約者の都合により、契約書面受領日又は商品受領日のどちらか遅い日を含む20日間は、書面にまたは電磁的記録(電子メール等)によって通知することにより、契約解除することができます。

その効力は書面または電磁的記録(電子メール等)を発信した時点で効力を生じます。

- ② クーリングオフが発生した場合は
 - 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - 既に引き渡しがされている商品の引き取りに要する費用の支払義務はありません。
 - ・ 既に代金若しくは対価の支払い又は取引料の提供が行われている時は、速やかにその全額の 返金を受けることが出来ます。
- ※ 上記クーリングオフの行使を妨げる為に、お客様に対して説明や勧誘を行った者が不実のことを 告げたことによりお客様が誤認、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった 場合は、弊社よりクーリングオフ妨害の解消の為の書面を交付します。その内容について 口頭で説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面または電磁的記録(電子メール等)に より、クーリングオフを行うことが出来ます。

<書面記入例>

(表) 東京都新宿区新小川町5-1 ニューリバー51ビル 2階 株式会社ビーライン 行 住 所 申込者名 電話番号

申込日 〇〇年〇月〇日 商品名 各火パーコース 又は 協力店コース 紹介者名 〇〇 〇〇 返金先 〇〇銀行 〇支店 口座種類 〇〇預金 口座番号 〇〇〇〇〇 口座名義 〇〇 〇〇 上記の申込は撤回し契約は 解除します。

<電子メールアドレス>

株式会社ビーラインアドレス/kanri@beeline888.co. jp

- ※上記内容を、必要事項として記入の上、ご郵送または電磁的記録(電子メール等)にて送付ください。 (ご郵送の場合は、簡易書留扱いが確実です)
- ◆ 中途解約若しくはクーリングオフの手続きを代理人に委任する場合は、弊社が定めた委任状と 代理人の身分証明書の提出が必要です。

-2- 2022/06/01